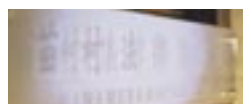


Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階



Index

中学校出張授業奮闘記
…1

【苗村法律事務所のファイルより】
独占禁止法改正
～第171回通常国会にて審議～
…2～3

【最近の判例から】
著作権法の保護の対象とならない
著作物と不法行為の成立
～北朝鮮の著作物と法的保護
知的財産高等裁判所の判断の流れ
知財高裁平成20年12月24日判決を例にして
…4～5

事務局から
…6

6月17日(水)
@ グランキューブ大阪
苗村法律事務所主催
8月1日より施行！
ウーン国際物品売買条約への備え
セミナー開催決定！

詳しくは6ページをご覧ください。



中学校出張授業奮闘記

3月23日、中学生の生徒さんに「弁護士の仕事」を伝える出張授業を行いました。書類以外に小道具のない弁護士業を Visual に伝えるのは容易ではありません。①私の執務室などをなるべく多くの写真で見せる、②婚約破棄に関するロールプレイ、③裁判員制度の紹介の3部構成にして、パワーポイントを使うことにしました。

①部では、ある建築代金にかかわる裁判の控訴審口頭弁論に向かう様子、各種の法律相談を受ける様子、研修にも参加する姿など私の一日も見てもらいました。質問してみて、私の方が今の中学生の知識に驚かされます。裁判には2種類あるけどそれは何？という質問に、刑事と民事、とちゃんと答えてくれます。三審制についても相応の答えが返ってきました。

③部の裁判員制度、これをうまく伝えるには、法廷を見てもらうのが一番！と厚かましくも大阪地裁に、裁判員法廷の写真の貸出を願い出ました。ほんの数日で、OK とのお返事を頂き、生徒さん達に、裁判員法廷を、傍聴席、弁護士席、そして裁判員席から見た写真で見せることが出来ました。原則写真撮影禁止の法廷、その生の迫りに生徒達は一瞬息を呑みます。いつかは自分もこの席に座るのかなとの思いが伝わってきます。この場を借りて、大阪地裁に感謝いたします。裁判員裁判への生徒さん達の関心は高く、その利点は？など難しい質問をされて、私の方があたふたするシーンもあり、もう少し勉強すべきだったと反省しました。

私にとって最もおもしろかったのは②部のロールプレイです。付き合っている大学生同士、就職が決まったら結婚しようと約束しているという想定です。迫り来る社会人としての日々の重圧に結婚を躊躇する女性、果たして男性は、結婚してもらえるのか？というのが問題です。「もらえる」に賛成した男生徒に、代理人弁護士として主張を展開するように指示すると「合意したんだから」との答え、そうです、約束は守られなければならない。民法の最初の時間で習ったローマ法の大原則です。かたや、「もらえない」方に手をあげた女生徒に尋ねてみると、「口約束だけで合意といえるか分からない。それに、結婚が強制されるのはおかしい」との弁。彼女の答えは、まさに判例（例えば、夫婦の同居義務については、大決昭和5年9月30日）どおり。私は、生徒さん達がしっかり社会生活において必要な規範を理解していることにびっくりしました。

今、民法改正の議論が進んでおり、内田貴法務省参与は、誰もが読んで分かる民法に！を一つのスローガンに掲げて作業を進めておられるようですが（その詳細については全貌が明らかになったら、次号でも紹介したいと思います）、彼らの理解力を持つてすれば、民法が分かりやすく書かれれば、本当に法化社会が実現できるような気がしてきました。

最後は、質疑応答の時間、年取いくらですか？女性が結婚してもやっつけ仕事ですか？など、答えに窮する質問も出ましたが、次の世代に期待のふくらんだ90分でした。

（この授業は、京都新聞主催の行事として行われ、4月12日の日曜版に記事が掲載されたものです。同社HPでははずかしながら、動画で様子をご覧ください。〈<http://www.kyoto-np.co.jp/kp/movie/player.php?id=20090412sofia>〉）



苗村 博子
(なむら ひろこ)

独占禁止法改正～第 171 回通常国会にて審議～

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」)は、「国内における自由経済秩序を維持・促進するために制定された経済活動における基本法」^{*1}として、経済法の中核をなす法律と位置づけられています。とりわけ、近年、規制当局の対応は積極化の傾向にあり、最近では、1社あたりの金額としては過去最高額となる79億円を超える課徴金が課されたことが注目されるなど^{*2}、企業が経済活動を行う上で益々重要な法律となっています。平成17年改正により、課徴金減免制度の導入などの規定の整備が行われたところですが、同改正法施行後の状況等を踏まえた見直しを行うべく、平成21年4月9日より、衆議院本会議において、改正法案の審議が開始されました。

I. 改正法案の概要

改正法案は、①課徴金制度等の見直し、②不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ、③企業結合規制の見直しの他、④海外当局との情報交換に関する規定の導入、利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し、差止訴訟における文書提出命令の特則の導入など所要の事項を対象としています。本稿では、紙幅の関係上、①課徴金制度等の見直しのうちの主要な事項を紹介さ

せていただきます^{*3}。

II. 課徴金の適用対象の拡大

(1) 排除型の私的独占及び不公正な取引方法(一部)の追加

ア 課徴金制度は、独占禁止法上の違反行為を抑止するために、違反行為を行った事業者に対して、課徴金を納付させて金銭的不利益を課す行政上の措置であり、昭和52年改正の際に導入されました。

イ 現行法では、課徴金制度の対象は、支配型の私的独占^{*4}及び不当な取引制限^{*5}に限られていますが(7条の2第1項、同第2項)、改正法案は、新たに、排除型の私的独占(改正法案7条の2第4項)及び不公正な取引方法(一部)を課徴金制度の対象としています。

ウ 課徴金制度の対象とされる不公正な取引方法の違反行為類型は、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束(改正法案20条の2ないし5以下「共同の取引拒絶等」)並びに優越的地位の濫用(改正法案20条の6)とされています。このうち、共同の取引拒絶等は、当該違反行為を繰り返した場合に限って、課徴金を課すこととしています。

また、優越的地位の濫用については、「継続して取引する相手方に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商

品又は役務を購入させること」などの3つの類型の違反行為に限って、課徴金を課すこととしています。

(2) 課徴金の額

課徴金の額は、排除型の私的独占について違反行為の対象商品等の売上額の6%(改正法案7条の2第4項)、共同の取引拒絶等について違反行為の対象商品等の売上額の3%(改正法案20条の2ないし5)、優越的地位の濫用について違反行為に係る取引先との取引額の1%(改正法案20条の6)とされています。

[課徴金の算定率]^{*6} ()内は中小企業の場合

		製造業等	小売業	卸売業
現行法	不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
	支配型私的独占	10%	3%	2%
改正法案	排除型私的独占	6%	2%	1%
	不当廉売、 差別的対価等	3%	2%	1%
	優越的地位の濫用	1%		

III. 主導的事業者に対する課徴金の割増算定

(1) 平成17年改正により、現行法では、課徴金の算定にあたって、早期に違反行為から離脱した事業者には算定率を20%軽減したり、違反行為を繰り返した事業者には算定率を50%加重(割増し)するといった加重減輕制度が設けられています(7条の2第5項、同第6項)。

(2) 改正法案は、このような従前の加重減輕要件に加え、新たに、不当な取

[減免申請] ※7

共同申請

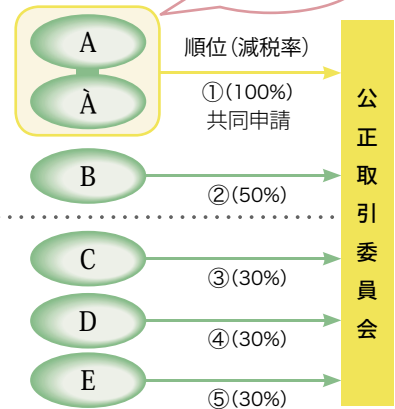
一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数事業者による共同申請を認め、全ての共同申請者に同一の順位を割り当てる。

減免申請者数の拡大

調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし、調査開始後は最大3社まで)

(調査開始日前)

(調査開始日以後)



引制限を内容とする違反行為について
主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の算定率を50%加重する制度を設けています。

すなわち、カルテル・入札談合などの違反行為について、主導的な役割を果たした場合(「単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった」場合などの3つの違反行為)、当該事業者に対する課徴金を50%加重することとしています(改正法案7条の2第8項)。

また、現行の加重要件と改正法案における加重要件を共に満たす場合には、課徴金の額を100%加重(2倍)とすることとしています(改正法案7条の2第9項)。

IV. 課徴金減免制度の拡充

(1) 減免申請者数の拡大

平成17年改正により導入された課徴金の減免制度について、現行法が最大3社としている減免申請者の数につき(7条の2第7項ないし9項)、改正法案は最大5社まで認めることとしています(改正法案7条の2第11項、同第12項)。

(2) 企業グループ内の共同申請

現行法では、減免申請は他の事業者と通謀することなく単独で行う必要があるとされていますが(7条の2第

7項ないし第9項)、改正法案は、一定の要件を満たす場合には、同一企業グループ内の複数事業者による共同申請を認め、全ての共同申請者に同一の順位を割り当てて、課徴金の減免を認めることとし、減免申請者数の算定においても複数事業者を一つの事業者として扱うこととしています(改正法案7条の2第13項)。

V. 事業譲渡等が行われた場合の課徴金納付命令等にかかる名宛人の取扱いの整備

(1) 課徴金納付命令

現行法では、課徴金の対象となる違反行為をした会社が合併により消滅したときは、合併後の会社に課徴金の納付を命ずることとされていますが(7条の2第19項)、改正法案では、これに加えて、譲渡又は分割によって違反行為に係る事業を引き継いだグループ会社に対して課徴金の納付を命ずることとされています(改正法案7条の2第25項)。

(2) 排除措置命令

改正法案では、合併、分割又は譲渡により、違反行為に係る事業を引き継いだ存続会社等に対しても排除措

置を命ずることができることとされています(改正法案7条2項)。

VI. 課徴金納付命令等に係る除斥期間の延長

改正法案では、課徴金納付命令及び排除措置命令に係る除斥期間を、現行の3年から5年に延長されています(改正法案7条の2第27項、7条2項)。

- ※1 シール談合刑事事件・東京高判平5・12・14
- ※2 平成21年4月13日現在 公正取引委員会 HP 報道発表資料 H21.2.19 付「塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」
- ※3 改正の経緯・改正法案の内容については、内閣府 HP (独占禁止法基本問題懇談会のページ : <http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/index.html>) 及び公正取引委員会 HP (H21.2.26 付報道発表資料 : <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/21index.html>) で確認できます。
- ※4 私的独占には、市場における有力な事業者が、①取引拒絶・不当廉売・排他条件付取引などを手段として、新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除する「排除型」の私的独占と、②株式保有・役員兼任等の会社組織上の手段・取引上の優越的な地位などを利用して、同業者や流通業者などの事業活動を支配することで、その市場の価格や数量を制限する「支配型」の2つの類型が存在しています。これまでの適用事例の多くは排除型の私的独占であるところ、現行法では、排除型の私的独占は課徴金制度の対象とされていません。
- ※5 不当な取引制限のうち、価格カルテルのほか、数量・シェア・取引先制限のカルテルなどが課徴金制度の対象とされています。
- ※6 図は公正取引委員会 HP を参照
- ※7 図は公正取引委員会 HP を参照



貞嘉徳 (さだよしのり)

マカオタワーのてっぺんにて

著作権法の保護の対象とならない著作物と不法行為の成立 ～北朝鮮の著作物と法的保護

知的財産高等裁判所の判断の流れ／知財高裁平成 20 年 12 月 24 日判決を例にして

I. はじめに

今回は、「北朝鮮の著作物と法的保護」というあまり皆様に関わりのないことかと思われる問題を扱った判例を取り上げました。ただ、この判例は、著作権法の保護の対象とならない著作物であっても、それを無断で利用すれば、著作権侵害にはならなくても不法行為が成立し得るとする点で著作物利用の基本に関わることを判示している判例ですので、以下にご紹介させていただきます*1。

II. 事案の概要

日本の放送事業者（以下、「Y」といいます。）は、北朝鮮の国民が著作物である映画（以下、「本件北朝鮮映画」といいます。）を、その放送にかかるニュース番組で使用しました。

北朝鮮の文化省傘下の行政機関（以下、「X1」といいます。）は、本件北朝鮮映画の著作権を有していると主張し、また、日本の有限会社（以下、「X2」といいます。）は、X1 より本件北朝鮮映画の日本国内における独占的な上映、複製、及び頒布の許諾を受けています。

そこで、X1 は、Y に対して、本件北朝鮮映画の放映の差し止めを、また、X1 と X2 は、Y に対して、X1 の著作権及び X2 の利用許諾権の侵害を理

由として、不法行為に基づく損害賠償を求め、東京地方裁判所（以下、「第 1 審」といいます。）に訴えを提起しました。これらの請求に対して、Y は、本件北朝鮮映画は日本が条約*2 により保護の義務を負う著作物（著作権法 6 条 3 号）に当たらない等と主張し、反論しました。

第 1 審では、本件北朝鮮映画が、日本の著作権法による保護を受けるかが主な争点として争われ、判決は、日本は日本が未承認の国としている北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担せず、本件北朝鮮映画が、著作権法 6 条 3 号にいう、「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」とは言えないこと等を理由とし、X1 及び X2 の請求を全て棄却しました（東京地判平成 19 年 2 月 14 日）。

この判決に対して、X1 及び X2 は、知財高裁に控訴し、第 1 審の判決の取り消し、著作権に基づく差止請求、並びに X1 の著作権及び X2 の利用許諾権の侵害を理由とする損害賠償請求を求めると共に、仮に本件北朝鮮映画が日本の著作権法の保護を受ける著作権に当たらないとしても、Y が同映画の一部を X1 及び X2 の許諾を得ることなく放映した行為が、X1 及び X2 が同映画について有する法的保護

に値する利益の侵害に当たる旨主張して、民法 709 条に基づく損害賠償請求を予備的に追加しました。

III. 判旨

知財高裁は、まず、第 1 審から主張されている X1 の差止請求、及び X1 の著作権及び X2 の利用許諾権の侵害を理由とする損害賠償請求について、いずれも理由がないものとして棄却しました。

しかし、X1 及び X2 が予備的に追加した民法 709 条に基づく損害賠償請求について、知財高裁は、「著作物は人の精神的な創作物であり、多種多様なものが含まれるが、中にはその制作に相当の費用、労力、時間を要し、それ自体客観的な価値を有し、経済的な利用により収益を挙げ得るものもあることからすれば、著作権法の保護の対象とならない著作物については、一切の法的保護を受けないと解することは相当ではなく、利用された著作物の客観的な価値や経済的な利用価値、その利用目的及び態様並びに利用行為の及ぼす影響等の諸事情を総合的に考慮して、当該利用行為が社会的相当性を欠くものと評価されるときは、不法行為法上違法とされる場合があると解するのが相当である」と判示し、著作権法の保護の対象とならない著

作物の利用に対して不法行為が成立する余地を認めました。

そして、知財高裁は、本件北朝鮮映画が、上映時間を約1時間17分間とする劇映画であり、その内容等に照らし、相当の資金、労力、時間をかけて創作されたものといえること等から、著作物それ自体として客観的な価値を有するものであると認定し、X2については、本件北朝鮮映画の日本における利用について独占的な管理支配をし得る地位を得ていたことを認め、同地位に基づいて本件北朝鮮映画を利用することにより享受する利益は、法律上保護に値するものと認めるのが相当と判断しました。

しかし、これとは反対に、X1については、本件北朝鮮映画の日本国内における利用をX2に委ね、自らは利用に関する権利を行使しないことを約していたこと等を理由として、本件北朝鮮映画の日本国内における利用について法律上保護に値する利益を有するものとは認められない旨判断しました。

そして、知財高裁は、Yの本件北朝鮮映画の無許諾による放映は、社会的相当性を欠いた行為であるとの評価を免れず、同無許諾による放映は、X2が本件北朝鮮映画の利用により享受する利益を違法に侵害する行為に当たると認めるのが相当であると結論づけました。

IV. 知財高裁の判断の流れとまとめ

知財高裁は、「法的保護に値する利益」が、著作権法の保護を受けないものであり、かつその利用が不正競争

防止法上の「不正競争」（不正競争防止法1項2条各号）に該当しない場合でも、不法行為の一般条項たる民法709条に基づき、同利益を保護することについて、これまで積極的に解する判断を示してきています。例えば、平成17年10月6日判決では、インターネットにて配信されるニュースの見出しを作成者に無断で使用した事案について、当該見出しが多量の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものであること等を理由として、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、「法的保護に値する利益」となりうる旨判断し、当該使用に対して不法行為（民法709条）の成立を認めています。また、その後の平成18年3月15日においても、知財高裁は、弁護士が執筆した法律問題に関する文献に極めて類似する文献の発行行為に対して、著作権侵害の成立を認めないと判断しながらも、「執筆者は自らの執筆にかかる文献の発行・頒布により経済的利益を受けけるものであって、同利益は法的保護に値するもの」と認め、やはり不法行為の成立を認めました。

このように著作権法や不正競争防止法では保護し得ない客観的な価値を有する利益を一般条項たる民法709条により保護すること自体については、一般に受け入れられている価値判断ではないかと考えられます。しかし、一方で一般条項による「著作権法及び不正競争防止法では保護し得ない法的利益」とはどの範囲を言うの

か、また、その法的利益のいかなる利用が「社会的相当性を欠く」行為となるのか等、民法709条の適用の事前の判断を困難とする面があるのも否めない事実でしょう。

今回紹介した知財高裁の判断は、我が国が承認しない国の著作物の利用に対する法的保護という観点からは一つの新しい先例ではありますが、著作権法の保護の対象とならない著作物と不法行為の成立という観点からは、これまでの知財高裁の判例の流れの中の一つと位置づけられるものです。知財管理の現場では、例えばある情報が著作権法で保護される著作物に該当せず、又はある情報の利用が著作権を侵害しない利用であり、かつ当該情報の利用が不正競争防止法上の「不正競争」に該当しないものであった場合、法的に問題がないものと判断してしまうのではないのでしょうか。しかし、今回紹介した判例を含め、近時の知財高裁の一連の判例からは、そのような判断だけでは足りず、さらに、当該利用について不法行為が成立する余地を検討することが求められることもありますので、注意が必要です。

※1 知財高裁は、同日付で同一の控訴人による2つの控訴（日本テレビ放送網株式会社と、株式会社フジテレビジョンに対する控訴）に対して判決を下していますが、今回ご紹介するのは、日本テレビ放送網株式会社を被告とする判断です。

※2 北朝鮮は、2003年に、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、「ベルヌ条約」といいます。）」に加入し、同条約の効力が発生しています。しかし、日本は、国際法上北朝鮮を国家として承認していません。



本間 拓洋
(ほんまたくひろ)

おひな様会 in 神戸北野

家族で『ひな祭り』をお祝いしなくなって何年が経つだろう…。と、思わず数えてしまうアラサー（Around 30）の私。同じような方、多いのではないのでしょうか。我が苗村事務所では、毎年3月に『おひな様会』が催されます。もちろん参加できるのは女子だけです。いつもより少しオシャレをして、仕事も早く切り上げます。ところが、前もって予定しているとは言え、いつもより早く仕事を切り上げるといのは思いのほか大変で、若干弁護士に甘えさせていただきました。ごめんなさい、中島先生。

なんだかんだと出発するまでにドタバタ劇がいろいろありましたが、何とか予定していた電車に乗ることができ、神戸北野までくりだしまし

た。大阪市内在住の私には神戸北野という街がオシャレに感じ、おひな様会により一層の期待が。そして目的地に到着。私の期待に反することなく、到着した先はどこか伝統的な雰囲気とモダンさが融合した何とも素敵な邸宅レストランでした。男性陣は??と思われた方いらっしゃるかと思いますが、もちろん居残りです。いつも通り仕事をしていたことと思われま

す。フレンチのコース料理と美味しいワインを堪能しました。料理の感動を何とかインテリジェンスに伝えるべく頑張ってみようと思いましたが、表現下手な私には困難なようです。でもとにかく素晴らしいものでした。雰囲気も良く、最高でした。

食事中に、事務所で頑張っているであろう男性陣を思い出し、少し申し訳ない気分…。しかし、私の脳

は薄情に、いやいや都合良くできているようで、そんなことは1分で忘れてしまい、またまた料理に舌鼓を打っていました。ガールズトークに花を咲かせ、苗村の粋な計らいに感激しつつ、この日の夜は早く更けていってしまいました。『さあ、また明日も頑張るぞ!』と気合いが入る有意義な時間を過ごすことができました。

次回は男の子会ですかね、本間先生?今度は女子チームが事務所を守っていますので、遠慮なく楽しんで来てくださいね(笑)。



苗村法律事務所主催 セミナーのご案内

2009年8月1日より施行! ウィーン国際物品売買条約への備え

日 時 平成 21 年 6 月 17 日 (水) 15 時 00 分 ~ 17 時 30 分
会 場 大阪国際会議場 (グランキューブ大阪)
講 師 弁護士 渡辺 惺之
 弁護士 本間 拓洋
参 加 費 3,000 円 (資料代)
定 員 100 名 (定員になり次第締切)
申込締切日 平成 21 年 5 月末日

詳細

国際的な物品売買契約の世界標準ルールとしての地位を確立しているウィーン売買条約に、日本もついに加入しました。日本の民法改正や、世界各国の商取引法の改正に対しても影響を与えているウィーン売買条約が本年 8 月 1 日より施行されます。日本発の国際売買の実務はどのように変わるのか、国際売買の実務に携わる際のポイントを苗村法律事務所の弁護士が解説致します。

苗村法律事務所 HP (<http://www.namura-law.jp/wien.html>) からお申込み頂けます。

<http://www.namura-law.jp>



苗村法律事務所

〒 530-0047
大阪市北区西天満
2 丁目 6 番 8 号
堂島ビルディング 7 階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅 1 番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩 5 分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間/9:00~18:00

お気軽にご相談ください!